

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

今治市、新居浜市、西条市及び東予市並びに
愛媛県周桑郡小松町及び丹原町並びに越智郡朝倉村、玉川町、波方町、大西町
及び菊間町 以上、4市6町1村

2. 構造改革特別区域の名称

愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区

3. 構造改革特別区域の範囲

今治市、新居浜市、西条市及び東予市並びに
愛媛県周桑郡小松町及び丹原町並びに越智郡朝倉村、玉川町、波方町、大西町
及び菊間町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 東予新産業都市としての発展

昭和39年12月に承認された「東予地区新産業都市建設基本計画」において、愛媛県東予地域（6市7町3村）は、重化学工業化を推進するため公有海面の埋め立てによって大規模な臨海工業団地を造成し、そこに企業誘致を進め工業団地を形成する拠点開発を推進してきた地域である。

こうした臨海工業団地では、産業道路・工業用水・下水道・工業排水の処理施設等の産業基盤が優先的に整備され、工場立地が促進された。これら臨海工業団地には、大手企業が進出するとともに、従来、市街地に立地していた地元中小企業も多数進出している。

また、東予地域には新居浜市を中心とした住友系企業の下請・協力会社が、協同組合を設立して集団立地している。新居浜市の工業源は別子銅山の開坑（1691年～1972年）に端を発し、銅、アルミ、ニッケル、重機械、一般機械を主とする製造工場が建設され、これらを基幹産業とする中小の下請企業が相次いで生まれ、工業集積が形成されている。

近年では、激化する国際競争を背景に組合員企業においては、独自の技術力、自社製品の保有、取引先の多様化を図るなどにより、自立型経営を目指す企業も少なくない。

(2) 地場産業としての発展 ～タオル産業と造船業～

今治市を中心にしてタオル産業が集積した背景として、当該地方では古くから綿花が栽培されており、このため綿工業が発達した。綿工業は、他産地との競争や新たな事業展開を模索するなかで、綿ネル織機をタオル織機に改良し、タオル産業に転換を図った。この地域の産地には、タオル製織メーカーのほか、撚糸、染色、刺繍等の縫製業が集積し、社会的・地域的分業体制が整っており、多品種少量生産方式にも柔軟に対応が可能であった。

こうした背景により今治タオルは、国内生産全体の6割を占め、全国一の「タオル産地」を形成して、今治市の基幹産業へと発展した。

一方、造船業の発達の背景については、古くから海上交通が発達した瀬戸内海の中でも来島海峡は潮流が速く、来島海峡を航行する船が自然の良港である波止浜で潮待ちをし、その間に船の修繕を行っていたことから、造船業が発達したとされている。

また、来島海峡は瀬戸内海でも有数の漁場であり、漁業が発達したことに加えて、操船技術の蓄積による海運業が発達したことを背景に、近代的造船業の発展を遂げた。

(3) 国際交流の進展 ～国際競争下における国際交流の進展～

1985年のプラザ合意以降の急速な円高により、輸出産業の国際競争力が相対的に低下する一方、中国をはじめとするアジア経済の台頭により、これらの国から我が国への製品輸入は増加傾向にある。

こうした状況下において、地域の中小企業においては、従来型の大企業依存体質からの脱却を図るため、独自の技術開発による自社製品の保有あるいは産学官連携による研究開発への参画などにより、新たな事業展開への可能性を模索する動きが活発になっている。

厳しい経営環境に直面する地域の中小企業においては、自社製品の保有、技術力の向上のほか、取引先の多様化の動きもあり、国内企業の取引に止まらず、海外企業への販路を求める積極的な動きもみられる。さらに、自社工場の海外進出を通じた技術交流により、相互の人的交流、経済交流が進展している。

また、各地方公共団体においては、外国人研修生が受入れ企業をはじめ、周辺の地域住民と間のコミュニティのなかで相互理解を深めながら生活できるように外国人研修生を対象とする日本語教育、日本文化への理解を促す交流イベント等を積極的に開催し、国際交流の促進に努めているところである。

5. 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、外国人研修・実習生の受入れを事業協同組合あるいは商工会議所等が行う場合、外国人研修生の受入れ枠を拡大することによって、愛媛県東予地域の主

な産業である繊維関連製造業、一般機械関連産業及び造船関連産業において、外国人研修生が高度な技術、技能、知識を修得し、それを研修派遣国において活用することによって国際経済への貢献の実現を推進するとともに、我が国においては研修生の受入れ企業が新たに国際的な事業展開を目指すなど、積極的な国際交流の促進を通じた地域経済の活性化を図るための計画である。

本制度の規制緩和を契機にし、経済活動を中心とする国際交流が一層促進されることが期待できる。

6 . 構造改革特別区域計画の目標

本特別区域においては、国際的な人材育成の観点、また、国際的な経済交流の促進の観点から、外国人研修生の受入れ人数枠の拡大を位置づけ、本特例措置の適用を受け、外国人研修・実習生の受入れが安定的に行われ、外国人研修・実習生が高度な技術、技能、知識を同地域で修得し、その成果を本国で発揮することを通じて技術移転に貢献することとなり、研修派遣国の技術、技能の向上が促進される。

また、我が国の地域経済においても、研修生受入れ企業が研修派遣国と現地合弁会社を設立して操業を行う際に、当該企業で研修した外国人研修生を積極的に登用することで、製造工程の指導的立場の人材を短期間に育成できるほか、技術専門用語に精通した研修生を通じた円滑な共同運営が可能になるほか、日本からの派遣技術者との交流の継続性がみられるなど、経済的利益の享受も相当程度認められており、こうした相互の国際的な経済交流を通じた国際交流が一層促進されることを目標とするものである。

7 . 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

愛媛県東予地域には、今治地域を中心とするタオル・縫製の産地が形成されており、また、新居浜市、西条市、東予市の臨海部を中心とする一帯には、一般機械、輸送機械（造船関連）等重厚長大型産業が立地していたことから、これらの裾野産業として下請企業が多数集積しているほか、同業種の関連技術を持つ中小企業群が集積している。

本計画の実施により、外国人研修生の受入れ数が現状よりも約200名程度増加することが見込まれており、特に中国を中心とするアジア地域との経済上の国際取引の活発化、国際的な交流人口の増大が進展するものと期待できる。また、既に中国との姉妹友好都市を結んでいる地方公共団体においては、さらに国際友好関係の強化が図られるものと期待している。

8 . 特定事業の名称

外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（ 5 0 6 ）

9 . 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

外国人研修生の受入れ事業を構造改革特別区域で円滑に実施するため、本計画申請をしている地方公共団体において次のとおり事業を実施している。

- (1) 今治市 別表 1 のとおり
- (2) 新居浜市 別表 2 のとおり
- (3) 西条市 別表 3 のとおり
- (4) 東予市 別表 4 のとおり
- (5) 周桑郡小松町 別表 5 のとおり
- (6) 周桑郡丹原町 別表 6 のとおり
- (7) 越智郡波方町 別表 7 のとおり

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
【別表1】

地方公共団体名：愛媛県今治市

(1) 今治市においては、今治市及びその周辺地域に在住する外国人の生活支援並びに日本の文化に対する理解の助けとなるよう次のとおり支援施策を講じ、国際交流の促進を図っている。

外国人研修生に対する日本語講習会

今治市等の企業で受け入れている外国人研修生及び実習生に対し日本語講習等の非実務研修を行うことで、研修生等の生活及び文化交流を円滑にし、もって受入企業の実務研修の効率化を図り、今治市の産業振興と国際交流促進を目的として実施している。

《講習会詳細》

週2回(月・木曜日)19時～21時に開催。講習会場は、今治地区広域センター(月)と今治市中央住民センター(木)

受講対象者は、今治地域等の企業が受け入れている中国人研修生及び実習生とする。

(本事業に参加できる企業の範囲は、広域的視点から今治地域所在の団体を通じて研修生を受け入れている企業であれば、今治市以外の企業からの本事業への参加も認めることとした。)

講習内容は、中国人向けの日本語日常会話や生活習慣の紹介を内容として、全15課程のテキストを作成し講習にあたる。

年間受講者数は、35名(1クラス)で月、木の2クラス70名に4ヶ月の講習期間を予定し、年間3期の総計210名を目標とする。

講習費用として、研修生等1人当たり年間1,000円を受入企業から負担金を徴収する。

研修生受入団体が行う研修に対する施設の無償提供等

上記同様の目的で、研修生受入団体が独自に実施する実務・非実務研修に際し、市所有施設の無償提供をすると共に、講師の派遣に協力し、今治市の歴史、文化、産業の理解に助力している。

今治市国際交流協会に対する補助金交付等

本協会は市民レベルの国際交流活動を促進し、諸外国の人々との相互理解と友好親善を深めることを目的としており、各国語講座の開催、文化講演の

ほか各種イベントを実施している。この活動に対し補助金(平成15年度870万円)を交付している。

【別表 2】

地方公共団体名：愛媛県新居浜市

(1) 新居浜市においては、市内に在住する外国人（研修生を含む。）の生活支援並びに日本の文化に対する理解の助けとなねよう次のとおり支援施策を講じ、国際交流の促進を図っている。

外国人研修生に対する支援策

- イ．生活習慣学習としての市職員の出前講座
（ごみの収集、交通安全、防災管理等）
- ロ．公共施設等での研修時における市職員による案内・説明
- ハ．観光施設見学の際の施設使用料の減免
- ニ．医師会の検診等公用車（マイクロバス）の無償供与
- ホ．研修講座を実施する際の公共施設の提供

新居浜市在住の外国人への支援策

- イ．「外国人のための日本語教室」開催
 - ・「新居浜日本語の会」に委託して、新居浜在住の外国人を対象に日本語教室の開催
- ロ．その他国際交流活動への支援
 - ・「国際交流パーティ」等の開催の後援、共催並びに公共施設使用料の減免。
 - ・市の補助団体であるまちづくりサロンスタッフ会に登録している 28 団体のうち、「新居浜日本語の会」、「愛媛 SSG クラブ新居浜支部 SSG」、「新居浜ガイドクラブ」等の国際交流支援ボランティアも団体登録しており、国際交流関連事業を補助対象事業として実施した際の経費の補助。また、まちづくりサロンの事務所を新居浜テレコムプラザビルに設置しており、登録団体は使用ができるため、国際交流事業で使用できる。
 - ・新居浜市のパンフレット、ガイドブックの外国人向けパンフレットの作成。（翻訳を上記団体に依頼し、報償費を支払っている。）

【別表3】

地方公共団体名：愛媛県西条市

(1) 西条市においては、市内に在住する外国人(研修生を含む。)の生活支援並びに日本の文化に対する理解の助けとなるよう次のとおり支援施策を講じ、国際交流の促進を図っている。

外国人研修生に対する支援策について

外国人研修生を受入れている組合が研修計画を実行していく際、「西条市生活習慣学習」(座学)の開催に対して、西条市の担当職員が無償で出前講座を実施している。(例：ゴミの収集、消防対策、交通安全対策)

また、市内・市外の公共施設等の見学会を実施する際、マイクロバスの無償供与を行う等の支援策を講じている。

国際交流団体に対する補助金交付等

西条市内には、「西条英語通訳ボランティアの会(通称：E L I S)」と「西条国際交流ボランティアの会」があり、両団体の活動に対して毎年度10万円を補助しているほか、同団体が行う交流イベント等(日本語教室の開催、中国語教室の開催、石鎚登山など)への市の施設の無償供与、市報・ホームページでの広報を積極的に行っている。なお、両団体の事務局窓口を西条市総務課国際交流係で対応している。

また、E L I Sの活動においては、西条市が直接招聘している国際交流員による英語指導を行うなど、団体が行う各種事業に対して、経済的、人的支援を行い、西条市に在住する外国人との相互理解を深め、国際交流を促進している。

外国人と市民との交流事業の実施

西条市では、市民の国際化に対する意識啓発を行うため、市民英会話講座、国際理解講座及び国際交流イベントを開催しており、国際交流の促進に努めている。

【別表 4】

地方公共団体名：愛媛県東予市

(1) 東予市においては、市内に在住する外国人に対して日本の文化に対する理解の助けとなるよう次の支援を講じ、国際交流の促進を図っている。

国際交流団体に対する補助

東予市社会福祉協議会内にある東予市ボランティアセンターに対して毎年度補助しているほか、市報やホームページでの広報を行っている。

当センター事業のなかで、東予市内にあるボランティアグループ「国際交流 21世紀」においては、日本と外国との文化交流を深めることを目的に、年4回程度の会合等を開催している。

また、当センター事業の一環として、外国人講師を招いた年5～6回のボランティア講座の開催による交流も行っている。

外国人と市民との交流事業の実施

市民の国際化に対する意識啓発を行うため、外国語指導助手による英会話講座（初級・中級クラスに分けて月2回開催。）を開催し、国際交流の促進に努めている。

【別表 5】

地方公共団体名：愛媛県周桑郡小松町

(1) 小松町においては、町内に在住する外国人（研修生を含む。）との次に掲げる交流事業を通して、地域住民が異国文化に触れることにより国際理解が得られ、企業が行う外国人研修生の受入れに対する理解が図られているとともに、研修生にとっては日本語習得の場として、研修計画の非実務研修の一端を担っている。

外国語会話（中国語、英語）講座の開講

小松町では、毎年、学ぶことの楽しさ、知ることの喜びを感じ、自分たちの暮らしのなかに学んだことを生かして、さらに豊かな人間づくり、地域づくりを目指して町民大学を開講している。

語学指導等を行う外国青年招致事業

外国語指導助手として2名の外国人を受入れており、幼稚園、小中学校における外国語授業等の補助及び地域における国際交流活動への協力等に従事している。

その他交流事業

毎年8月に行われる地域イベント「小松町ふるさと祭り」では、昨年から町内の企業の研修生等が祭りのメインの一つである大名行列の一行に扮し、参加することで、国際交流の促進に努めている。

【別表 6】

地方公共団体名：愛媛県周桑郡丹原町

(1) 丹原町においては、町内に在住する外国人（外国人研修生を含む。）の生活支援並びに日本の文化に対する理解の助けとなるよう次のとおり支援施策を講じ、国際交流の促進を図っている。

外国人研修生に対する支援策について

外国人研修生を受入れている組合が計画する研修計画のなかで日本語教育、研修用語教育、安全用語教育に対して講師派遣などの支援をしている。

国際交流団体に対する補助金交付等

「丹原町国際交流協会」の実施する、外国人に対する日本語講座、中国語講座、実習生との交流会、オーストラリアスタディーツアー助成、ホームステイ、国際交流スピーチコンテストなどの交流事業に対して、年間15万円を補助している。

【別表 7】

地方公共団体名：愛媛県越智郡波方町

(1) 波方町においては、町内に在住する外国人（外国人研修生を含む。）の生活支援並びに日本の文化に対する理解の助けとなるよう次のとおり支援施策を講じ、国際交流の促進を図っている。

波方町では、町民の国際化に対する意識啓発を行うため、町が招致している語学指導助手による英会話講座、町内在住の外国人などを講師に招き、料理講座や講演会及び交流会など国際理解講座のほか、国際交流イベントを開催して国際交流の促進に努めている。

また、第1次受け入れ機関が外国人研修生に対し日本語研修などを行う際には、商工会館などの場所の無償提供を行っている。

このほか、町主催の運動会など年間を通して数多くの地域内交流イベントを実施し、外国人研修生の積極的な参加を呼びかけ、地域住民との交流を促進している。

別紙 1

1. 特定事業の名称

506 外国人研修受入れによる人材育成促進事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

団体監理型による外国人研修生を受け入れている事業協同組合、商工会議所及び当該団体傘下の事業所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定の日から

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

別表4のとおり(「506の適用を受ける主体の特定の状況」)

(2) 事業が行われる区域

今治市、新居浜市、西条市及び東予市並びに
愛媛県周桑郡小松町及び丹原町並びに越智郡朝倉村、玉川町、波方町、大西町
及び菊間町 以上、4市6町1村

(3) 事業の実施時期

事業の実施時期については、個々の外国人研修生受入れ事業を実施している組合並びに組合員等の事情により異なるものの、外国人研修生の受け入れに関する特例措置の適用については、別表4のとおり開始したいとする回答を得ており、その後も継続して特例措置の適用を受けることを想定している。

(4) 事業により実現される行為

従業員50人以下の中小企業において、外国人研修生の受入れ数が拡大されることにより、国際的な人材育成の促進の観点からはより多くの外国人研修生の受け入れが可能となることから、地域の国際交流事業に対する取り組みや支援施策の拡充が進み、地域における国際交流が促進される。

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置に必要性や要件適合性を認めた根拠

【主たる産業】

当該特区内に、研修生を受入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。

< 要件適合性を認めた根拠 >

： 本特区内の主たる産業について、別添1のとおり地域における産業集積の状況を定性的かつ定量的に分析し、金属製品を含む一般機械関連産業、タオル製造・縫製を含む衣服繊維産業及び造船関連産業が主たる産業であると判断した。

【研修派遣国との経済的交流】

当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の研修派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること。

< 要件適合性を認めた根拠 >

： 取引額については、特区内の事業所を対象に書面調査を実施したところ、別表1のとおり集計結果を得たことから、いずれの産業においても過去1年間の取引額が10億円を上回っていることが明らかとなった。

【外国人研修生の帰国後の就業状況の確認】

当該特区内において研修又は技能実習に従事し過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。

< 要件適合性を認めた根拠 >

： 外国人研修生の帰国後の就業状況については、第1次受入れ機関を通じて書面調査したところ、別表2のとおり集計結果を得た。

その結果、帰国後の就業状況が確認できたと回答があった174名のうち、本邦での技術、技能等を必要とする業務に従事していると判断される人数は163名、93.7%であり、大半が当該業務に従事していると判断した。

【特区に係る有効求人倍率】

当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。

<要件適合性を認めた根拠>

： 特区内の市町村を所轄する職業安定所（今治、新居浜、西条）の有効求人倍率は、別表3のとおりいずれも愛媛県及び全国の有効求人倍率を上回っている。

(別添 1)

1. 特区内の「主たる産業」について（定性的分析）

愛媛県東予地域である申請地区である4市6町1村（以下、「特区」という。）における主たる産業は、次の3つに分類され、地域的集積性が認められる。

金属製品を含む一般機械関連産業

西条市、東予市、新居浜市、周桑郡小松町及び同郡丹原町においては、建設機械、産業機械の大手企業が立地しているため、下請企業あるいは関連事業としての部品供給等を行う中小零細企業が周辺に集積している。

タオル製造・縫製を含む衣服繊維産業

今治市、東予市、越智郡波方町、同郡玉川町、同郡大西町、同郡菊間町及び同郡朝倉村においては、全国の生産の約60%を占めるタオル産地が形成されており、縫製、衣服等繊維関連企業が集積している。

造船関連産業

今治市、西条市及び越智郡大西町を中心にして、大手造船企業（船舶製造）が立地しているため、周辺地域に船舶造修関連技術を有する中小企業が集積している。具体的には、今治市には今治造船(株)本社（西条市：西条工場）、大西町には(株)新来島どっく大西工場（本社：東京）がそれぞれ立地している。

2. 特区内の「主たる産業」について（定量的分析）

特区内の産業集積を業種別事業所の構成比からみると、繊維・衣服が34.7%と最も高く、次いで一般機械・金属が17.4%となっている。また、食料品製造業を除けば、輸送機械（造船関連（船舶部分品製造業等を含む。））が7.2%と高くなっている。

また、輸送機械（造船関連（船舶部分品製造業等を含む。））を特区内の工業出荷額の構成比でみると、8.2%となっており、化学（13.0%）、一般機械・金属（11.5%）、電気機械（10.5%）、非鉄金属（9.3%）に次いで高い割合となっている。

したがって、特区内の事業所及び工業出荷額構成比からみると、上述の3業種は特区内の主たる産業であると認められる。

別表 1

特区内の事業所における中国との取引状況一覧

(単位:人、千円)

番号	企業名	本社所在地		主たる製品	取引内容			
		住所			輸出する製品等	金額	輸入する製品等	金額
1	A 社	今治市		船舶	中国向け船舶	9,175,500		
	造船関連産業 合計					9,175,500		
1	B 社	西条市		金型、建設ギヤ	中国向け建設機械	360,000	中国から機械部品	36,000
2	C 社	新居浜市		荷役運搬機械	中国向けクレーン	1,140,000		
3	D 社	新居浜市		歯車製造	中国向け	90,000		
4	E 社	新居浜市		産業機械	中国向けクレーン部品	3,600		
5	F 社	新居浜市		建設機械部品	中国向け建設機械部品	180,000		
	一般機械関連産業 合計					1,773,600		36,000
1	G 社	西条市		子供・婦人服			中国から衣類	87,566
2	H 社	新居浜市		紳士作業服	中国向け衣類関係	2,000	中国から衣類関係	2,000
3	I 社	新居浜市		シャツ	中国向け衣類関係	40,000	中国から衣類関係	25,000
4	J 社	今治市		タオル			中国からタオル製品	1,125,000
	繊維産業 合計					42,000		1,239,566

別表 2

外国人研修生・実習生の帰国後の就業状況について（概要）

外国人研修生の帰国後の就業状況について、特区内の組合等を通じ、平成15年9月にアンケート調査を実施したところ、愛媛県輸出縫製品工業組合ほか27団体・企業から回答を得た。

<概 要>

（単位：人）

組合等を通じて回答を得た個人 （対象者数）	(1)確認できた人数	(2)帰国後、本邦での技術等を必要とする業務に従事している人数	(3) (2)以外	(4)確認できなかった人数
234	174	163	11	60

（注）上表の数値は平成15年10月6日現在であり、個別詳細は別紙のとおりとなっている。

別表3

安定所別有効求人倍率の推移について

各職業安定所		今治	新居浜	西条	愛媛県	全国	【参考】松山	
平成14年	4月	0.83	0.65	0.54	0.63	0.52	0.52	
	5月	0.80	0.65	0.50	0.61	0.52	0.52	
	6月	0.78	0.64	0.54	0.61	0.53	0.51	
	7月	0.79	0.68	0.58	0.61	0.54	0.51	
	8月	0.81	0.71	0.56	0.60	0.53	0.53	
	9月	0.80	0.72	0.57	0.63	0.55	0.56	
	10月	0.80	0.72	0.55	0.64	0.56	0.55	
	11月	0.81	0.75	0.63	0.65	0.57	0.56	
	12月	0.84	0.79	0.69	0.67	0.59	0.56	
	平成15年	1月	0.83	0.75	0.67	0.64	0.60	0.59
		2月	0.86	0.74	0.84	0.62	0.61	0.60
		3月	0.83	0.73	0.78	0.60	0.60	0.60
平成14年度		0.82	0.71	0.62	0.63	0.56	0.55	
平成15年	4月	0.74	0.69	0.75	0.60	0.60	0.50	
	5月	0.70	0.70	0.74	0.61	0.61	0.48	
	6月	0.70	0.69	0.59	0.60	0.61	0.47	
	7月	0.69	0.71	0.66	0.61	0.62	0.51	
	8月	0.77	0.81	0.73	0.62	0.63	0.55	

・有効求人倍率は、平成14年度でみると、今治、新居浜、西条の各職業安定所別有効求人倍率は、いずれも全国(0.56)を上回っている。

H14.9~15.3	5.77	5.20	4.73	4.45	4.08	4.02
H15.4~15.8	3.60	3.60	3.47	3.04	3.07	2.51
合計(1)	9.37	8.80	8.20	7.49	7.15	6.53
(1)/12	0.78	0.73	0.68	0.62	0.60	0.54

・有効求人倍率は、平成14年9月～平成15年8月までの間でみると、今治、新居浜、西条の各職業安定所別有効求人倍率は、いずれも愛媛県(0.62)及び全国(0.60)を上回っている。

(注)職業安定所の管轄地域については、次のとおりとなっている。

- 今 治 : 今治市、越智郡朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、魚島村、弓削町、生名村、岩城村、上浦町、大三島町及び関前村
(※越智郡内の全域、但し、四阪島を除く。)
- 新居浜 : 新居浜市、越智郡宮窪町大字四阪島
- 西 条 : 西条市、東予市、周桑郡小松町及び丹原町

別表 4

構造改革特区に係る特定企業一覧 ～地方公共団体別企業数～

平成15年10月

	特定企業数	主たる産業
今治市	27	衣服繊維、造船関連
新居浜市	4	衣服繊維、金属・一般機械
西条市	13	衣服繊維、金属・一般機械、造船関連
東予市	1	衣服繊維
小松町	1	衣服繊維
丹原町	2	金属・一般機械
朝倉村	3	衣服繊維
玉川町	5	衣服繊維
波方町	1	衣服繊維
大西町	2	造船関連
菊間町	1	衣服繊維
合 計	60	

(注) 組合等を通じてアンケート調査を実施した結果、上記企業が特例措置の適用を受けたいと意向を示している。
なお、個別企業、組合等については、別表のとおりとなっている。

別表4

No.	企業名	〒	所在地	代表者	従業員数	主たる製品	受入れ場所		1次受入れ機関
							事業所名	所在地	
1	朝倉プリント(株)	799-1607	越智郡朝倉村朝倉上甲605-2	曾我部正治	13	タオル製品捺染			今治商工会議所
2	越智宗(株)	794-0054	今治市北日吉町1-2-12	越智 仁司	10	ポロシャツ	朝倉工場	朝倉村大字朝倉上甲1224-1	愛媛県輸出縫製品工業組合
3	(有)センクレーン	799-1607	越智郡朝倉村大字朝倉上甲1224-1	越智 孝子	9	ポロシャツ			愛媛県輸出縫製品工業組合
4	(株)黒田工芸	799-1507	今治市東村南1-3-50	黒田周悟	23	タオル製品捺染			今治商工会議所
5	昭和染工(株)	799-1533	今治市国分1-1-10	村上誠之助	42	タオル製品染色捺染			今治商工会議所
6	(有)ツタ商事	794-0815	今治市土橋町1-5-35	楠橋 康弘	10	ブラウス			愛媛アパレル工業協同組合
7	(有)タカヒロ	794-0072	今治市阿方832-3	阿部 憲治	6	染色			愛媛アパレル工業協同組合
8	(株)伊予捺染	794-0072	今治市阿方832-3	阿部 憲治	13	染色			愛媛アパレル工業協同組合
9	(有)東予スクリーン工業	794-0832	今治市八町1-2-36	立花 清人	12	婦人子供服製造			愛媛アパレル工業協同組合
10	(株)楠橋	794-0055	今治市中日吉町1-5-22	楠橋康弘	34	ソフトジャケット			愛媛アパレル工業協同組合
11	(有)楠橋布帛工業所	794-0055	今治市中日吉町1-5-22	楠橋 イツ子	8	スポーツウェア			愛媛アパレル工業協同組合
12	(有)楠橋工芸	794-0815	今治市土橋町1-5-35	楠橋 久美子	7	ブラウス			愛媛アパレル工業協同組合
13	(有)しまなみ工房	794-0072	今治市阿方832-3	阿部 憲治	4	染色			愛媛アパレル工業協同組合
14	木元 清和	794-0063	今治市片山2-9-12	木元 清和	4	ナイトウェア			愛媛アパレル工業協同組合
15	ソーイング白石	794-0043	今治市南宝来町3-6-23	白石 雅司	5	ナイトウェア			愛媛アパレル工業協同組合
16	(株)アルベラ	794-0815	今治市土橋町1-5-35	楠橋 康弘	8	スポーツウェア			愛媛アパレル工業協同組合
17	(有)今治ニット	794-0025	今治市大正町5-4-43	谷川 一	5	婦人服			愛媛アパレル工業協同組合
18	(有)野崎産業	794-0066	今治市高橋甲494-1	野崎 英介	11	子供服			愛媛アパレル工業協同組合
19	アベチカ(株)	794-0037	今治市黄金町6-1-5	阿部 公一	34	タオル製品染色加工			愛媛県経済交流事業協同組合
20	(有)丸真	794-0026	今治市別宮町2-3-1	日浅 伸一	9	体育用衣料	鳥生工場	今治市北鳥生町2-2-9	愛媛県経済交流事業協同組合
21	杉山縫製(株)	794-0025	今治市大正町5-4-26	杉村 耕三	30	ニット製品			愛媛県輸出縫製品工業組合
22	親和縫製(株)	794-0057	今治市泉川町1-3-31	門田 敏明	10	婦人パンツ、スカート			愛媛県輸出縫製品工業組合
23	(有)ケイ・エス・ビー	794-0057	今治市泉川町1-3-31	門田 親孝	12	婦人パンツ、スカート			愛媛県輸出縫製品工業組合
24	村越縫製	794-0059	今治市鯉池町2-1-7	村越 増雄	7	ニットウェア			愛媛県輸出縫製品工業組合
25	大洋被服(株)	799-1523	今治市郷桜井3丁目6番15号	小池山三郎	13	婦人スカート			ひうちアパレル協同組合
26	(有)いずみ繊維	799-1523	今治市郷桜井3丁目6番15号	小池いずみ	9	婦人スカート			ひうちアパレル協同組合
27	豊国布帛(株)	794-0033	今治市東門町2丁目2-25	豊島鬼五郎	11	ブルゾン			ひうちアパレル協同組合
28	(有)クロン大洋	799-1523	今治市郷桜井3丁目6番15号	小池祐二	8	婦人スカート			ひうちアパレル協同組合
29	(有)山洋繊維	799-1523	今治市郷桜井3丁目6番15号	藤原壽久	8	婦人スカート			ひうちアパレル協同組合
30	四国寝具(株)	799-2303	越智郡菊間町浜859	寺尾重彦	8	婦人パジャマ			ひうちアパレル協同組合
31	(株)ト一ヨ	799-1101	周桑郡小松町大字新屋敷甲2155-1	渡辺 茂義	21	アパレルボトム			愛媛県縫製品工業組合
32	ヤマギソーイング(株)	793-0003	西条市ひうち6-10	山之内 寛藏	42	作業服			愛媛県縫製品工業組合
33	東幸被服工業所	793-0044	西条市古川甲257-6	前神 和夫	6	ジーンズ			愛媛県縫製品工業組合
34	茨木縫製(株)	793-0073	西条市氷見丙125-1	茨木 昭二	23	野球ユニフォーム			愛媛県縫製品工業組合
35	山庄興機(株)	793-0046	西条市港字北新地357	山本征治	6	子供・婦人服			ひうちアパレル協同組合
36	(有)山庄ソーイング	793-0046	西条市港字北新地357	山本征治	6	子供・婦人服			ひうちアパレル協同組合
37	(有)山庄物流センター	793-0046	西条市港字北新地357	山本幸子	6	子供・婦人服			ひうちアパレル協同組合
38	(有)第一織物	794-0801	今治市東鳥生町3-2-46	高井 憲治	35	タオル	玉川工場	越智郡玉川町別所甲31	愛媛県経済交流事業協同組合
39	(有)九和繊維	794-0101	越智郡玉川町三反地甲30-4	間 薫	9	バスローブ			愛媛県環境創造協同組合
40	玉川縫製(株)	794-0102	越智郡玉川町大字大野甲126-5	益田 光良	12	婦人用スラックス			愛媛県輸出縫製品工業組合
41	(株)河上	794-0111	越智郡玉川町大字中村甲493	河上 浩	7	婦人子供服製造			愛媛県輸出縫製品工業組合
42	(有)ケイコーアパレル	794-0111	越智郡玉川町大字中村甲493	河上 恵子	7	婦人子供服製造			愛媛県輸出縫製品工業組合
43	(株)ミンクス	600-8302	京都府京都市下京区新町通五条下ル 京都長谷ビル3F	前山 耕平	35	婦人用下着	株ミンクス愛媛事業所	東予市北条415-1	アイ・ビー・エス協同組合

44	ペリーヌ(株)	799-2102	越智郡波方町大字樋口1690-2	森 孝司	15	婦人スラックス			愛媛県縫製品工業組合
45	(有)伊藤被服	792-0842	新居浜市北内3-12-25	伊藤 彰	18	紳士作業服			愛媛経済交流事業協同組合
46	森実被服(株)	792-0884	新居浜市神郷1-4-4	森 茂	28	シャツ			愛媛県輸出縫製品工業組合
	以上、衣服繊維関連								
47	(株)高橋鐵工所	793-0042	西条市喜多川853-12	高橋健吉	34	熱交換器			協同組合ハイクリエート
48	(株)藤田プラント工業	793-0046	西条市港2番地7	藤田秀一郎	24	コンテナクレーン			西条鉄工団地協同組合
49	(株)クリタ	793-0046	西条市港1番地1	栗田 肇	42	産業機械部品			西条鉄工団地協同組合
50	(株)萩尾鉄工所	792-0011	新居浜市西原町1丁目1番20号	萩尾昌三	44	建設機械部品、産業機械	(株)萩尾鉄工所	西条市港1-13	西条鉄工団地協同組合
51	(有)大町鉄工所	793-0046	西条市港1番地7	鎌江克己	12	自動車・省力機械等部品			西条鉄工団地協同組合
52	三谷工業(株)	793-0046	西条市港1番地8	三谷周平	22	各種産業機械			西条鉄工団地協同組合
53	越智機械工業(株)	791-0522	周桑郡丹原町大字田野上方1016	関野邦夫	45	農業、農業機械の部品加工			愛媛銃鉄鋳物工業団地協同組合
54	(株)豊和工業	791-0522	周桑郡丹原町大字田野上方1016	豊田浩史	26	鋳造素材			愛媛銃鉄鋳物工業団地協同組合
55	(株)中央動力	792-0893	新居浜市多喜浜155-15	明智恭平	40	金属製品製造			協同組合ハイクリエート
56	(株)小田銅工所	792-0032	新居浜市政枝町3-2-1	高橋省三	10	一般機械器具			協同組合ハイクリエート
	以上、金属・一般機械関連								
57	晃榮工業(株)	793-0073	西条市氷見乙880	茨城昭二	7	船舶向けプラスチック製造加工			日中技術経済交流協同組合
58	祥栄(有)	799-2113	今治市高部甲153-1	尾鷹満俊	14	船舶艤装品			今治地域船舶造修関連工業協同組合
59	(株)森薫組	799-2204	越智郡大西町九王甲729-3	森健二	35	船舶艤装品			今治地域船舶造修関連工業協同組合
60	(有)キムラ	799-2115	今治市中堀3-4-24	木村 雅俊	15	造船業	新築築船ドック大西工場	越智郡大西町新町	四国国際交流事業協同組合
	以上、造船関連								